

## 加古川市ファミリーサポートセンター会則に関する事務取扱要領

令和2年4月1日

こども政策課長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市ファミリーサポートセンター会則(平成15年4月1日福祉部長決定。以下、「会則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本人確認の方法)

第2条 会則第9条第3項の申込者の本人確認は、別表1に定める書類等を提示させ、申込者が本人であることを確認する。この場合において、本人との同一性に疑義が生じたときは、口頭で質問し、又は関係文書の提示を求めることができる。

(市内居住又は市内勤務確認の方法)

第3条 会則第9条第3項の申込者の市内居住確認は、別表1中1号及び2号で確認できる場合は不要とし、別表1中1号及び2号で確認できない場合は、別表2に定める書類を提示させ、申込者が市内居住であることを確認する。

2 会則第9条第3項の申込者の市内勤務確認は、勤務先の社員証等を提示させ、申込者が市内勤務であることを確認する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

本人確認できる書類		
1号	1点でよいもの	個人番号カード、運転免許証(仮運転免許証を含む。国際運転免許証を除く。)、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の身分証明書(職員証(生年月日のあるもの)、学生証(公立に限る)等)、在留カード(顔写真入りのもの)、特別永住者証明書(顔写真入りのもの)、またはこれらと同等の書類
2号	2点必要なもの	健康保険の被保険者証、各種年金証書(手帳)、生活保護受給者証、各種医療証、在留カード(顔写真の無いもの)、特別永住者証明書(顔写真の無いもの)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、またこれらと同等の書類

※ 有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。

別表2 (第3条関係)

市内居住確認できる書類		
1号	1点でよいもの	住民票の写し、市役所からの本人宛郵便物等
2号	2点必要なもの	本人宛郵便物等

※ 3ヶ月以内の発行のものに限る。